

## イ 介護保険の対象者

介護保険制度の被保険者は、①65歳以上の者（第1号被保険者）、②40～64歳の医療保険加入者（第2号被保険者）となっており、これら被保険者から保険料を徴収している。

介護保険サービスは、65歳以上の者は原因を問わず要支援・要介護状態となったときに、40～64歳の者は末期がんや関節リウマチ等の老化による病気が原因で要支援・要介護状態になった場合に、受けることができる。

### 【介護保険制度の被保険者（加入者）】

- 介護保険制度の被保険者は、①65歳以上の者(第1号被保険者)、②40～64歳の医療保険加入者(第2号被保険者)となっている。
- 介護保険サービスは、65歳以上の者は原因を問わず要支援・要介護状態となったときに、40～64歳の者は末期がんや関節リウマチ等の老化による病気が原因で要支援・要介護状態になった場合に、受けることができる。

	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	65歳以上の者	40歳から64歳までの医療保険加入者
人数	3,094万人 (65～74歳:1,574万人 75歳以上:1,520万人) <small>※1万人未満の端数は切り捨て</small>	4,275万人
受給要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護状態 (寝たきり、認知症等で介護が必要な状態)</li> <li>・要支援状態 (日常生活に支援が必要な状態)</li> </ul>	要介護、要支援状態が、末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病(特定疾病)による場合に限定
要介護(要支援)認定者数と被保険者に占める割合	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     546万人(17.6%)                      65～74歳: 69万人(4.4%)                      75歳以上: 477万人(31.4%)                 </div>	15万人(0.4%)
保険料負担	市町村が徴収 (原則、年金から天引き)	医療保険者が医療保険の保険料と一括徴収

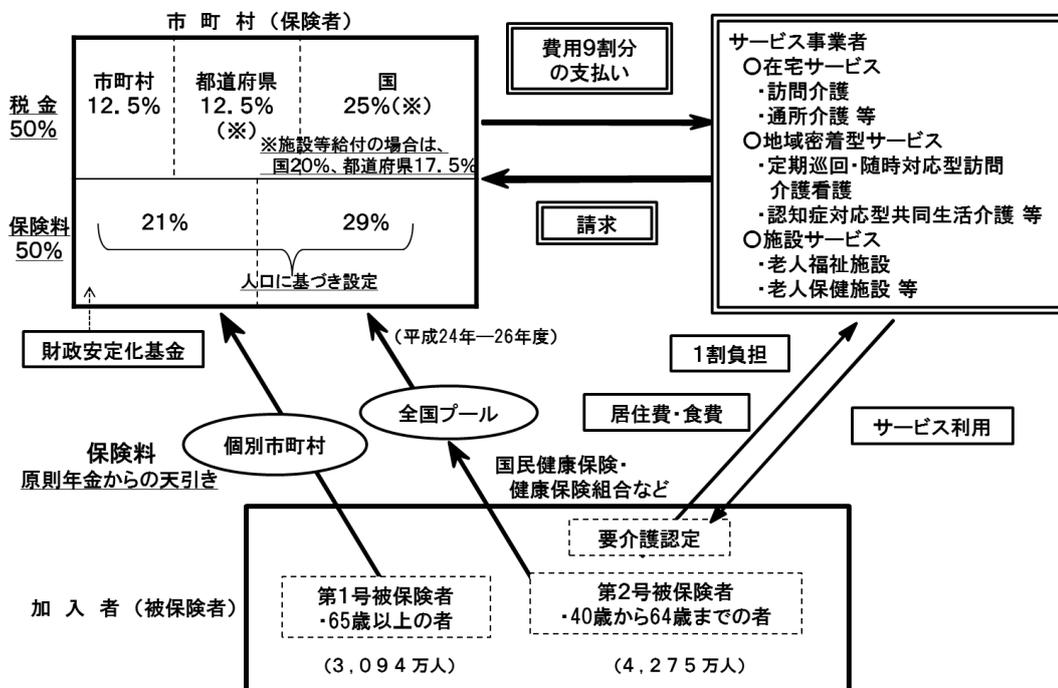
(注) 第1号被保険者及び要介護(要支援)認定者の数は、「平成24年度介護保険事業状況報告年報」によるものであり、平成24年度末現在の数である。  
第2号被保険者の数は、社会保険診療報酬支払基金が介護給付費納付金額を確定するための医療保険者からの報告によるものであり、平成24年度内の月平均値である。

※出所 厚生労働省「公的介護保険制度の現状と今後の役割」から抜粋

## ウ 介護保険の仕組み

介護保険制度の仕組みは以下のとおりである。

### 【介護保険制度の仕組み】



(注) 第1号被保険者の数は、「平成24年度介護保険事業状況報告年報」によるものであり、平成24年度末現在の数である。  
第2号被保険者の数は、社会保険診療報酬支払基金が介護給付費納付金額を確定するための医療保険者からの報告によるものであり、平成24年度内の月平均値である。

※出所 厚生労働省「公的介護保険制度の現状と今後の役割」から抜粋

このように介護サービスに要する費用のうち1割を被保険者が負担し、残りの9割は保険から給付される。

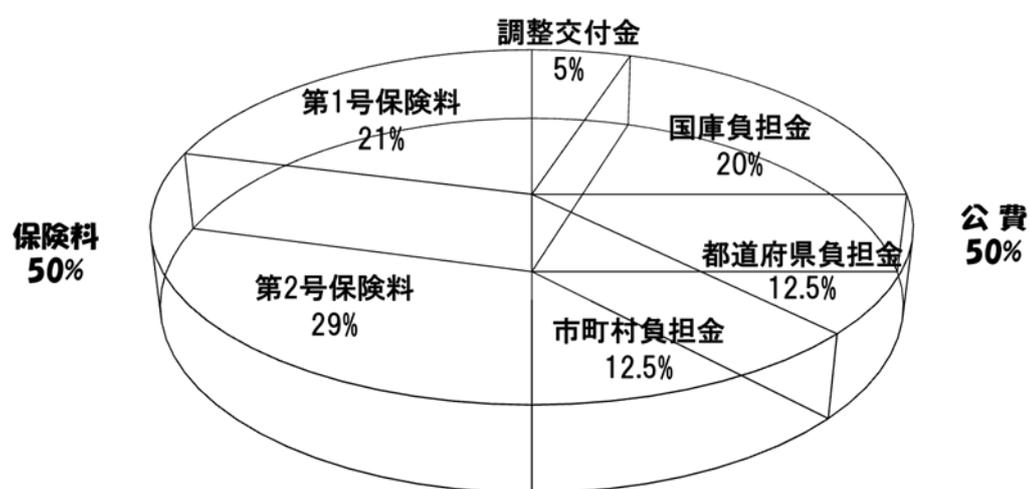
## エ 介護保険の財源構成

保険給付の財源は、50%が公費（うち、国が25%、都道府県が12.5%、市町村が12.5%を負担）により賄われ、残りの50%が被保険者から徴収される保険料（うち、第1号被保険者からの保険料21%、第2号被保険者からの保険料29%）により充当される。

なお、上記の国の負担分25%のうち5%は調整交付金として第1号被保険者の保険料の平準化（市町村間の平準化）に使用される。また、施設等サービス費については、国15%、県17.5%の負担割合となる。

これを図に示すと、以下のとおりである。

【介護保険制度の財源構成】

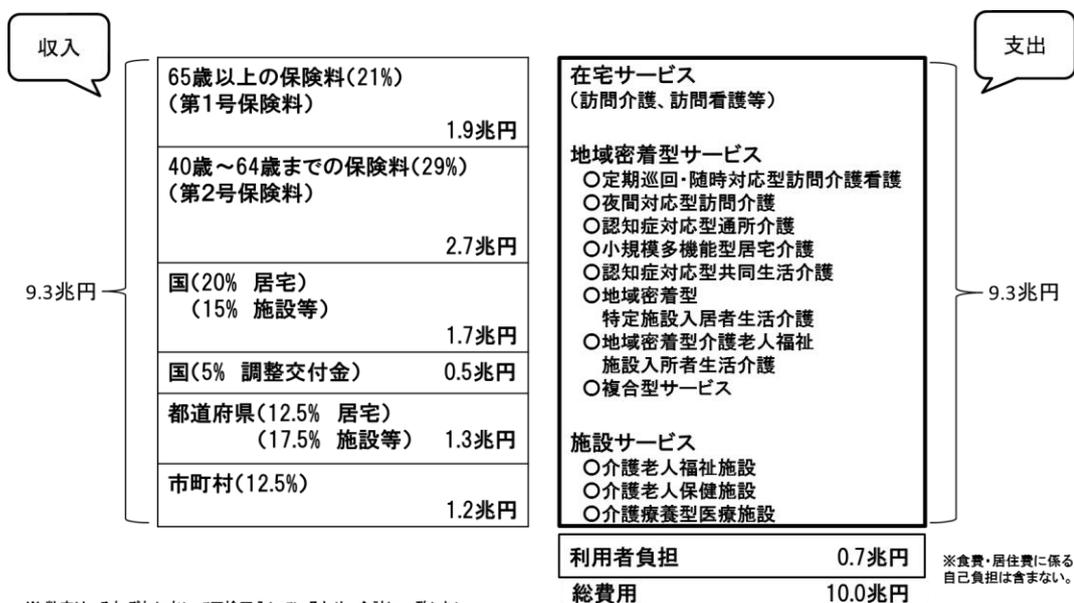


- (注1) 第1号保険料と第2号保険料の割合は、計画期間ごとの第1号被保険者と第2号被保険者の人口比率によって決まる。上記は第5期(H24~H26)における割合。
- (注2) 保険者ごとに見た場合、調整交付金と第1号保険料の構成割合は、調整交付金の交付状況により異なる。
- (注3) 介護保険3施設及び特定施設の給付費負担割合は、国庫負担金15%、都道府県負担金17.5%

※出所 厚生労働省「公的介護保険制度の現状と今後の役割」から抜粋

なお、介護保険財政の全体像は以下のとおりである。

【介護保険財政の全体像（平成26年度予算ベース）】



※ 数字は、それぞれにおいて四捨五入しているため、合計に一致しない。  
 ※ 第1号保険料は、平成26年度の給付費に充てられる額を計上。  
 ※ 第2号保険料(介護納付金)は、この他に精算分として、▲338億円(国庫負担(再掲)▲143億円、都道府県負担(再掲)▲21億円)がある。

※出所 厚生労働省「公的介護保険制度の現状と今後の役割」から抜粋

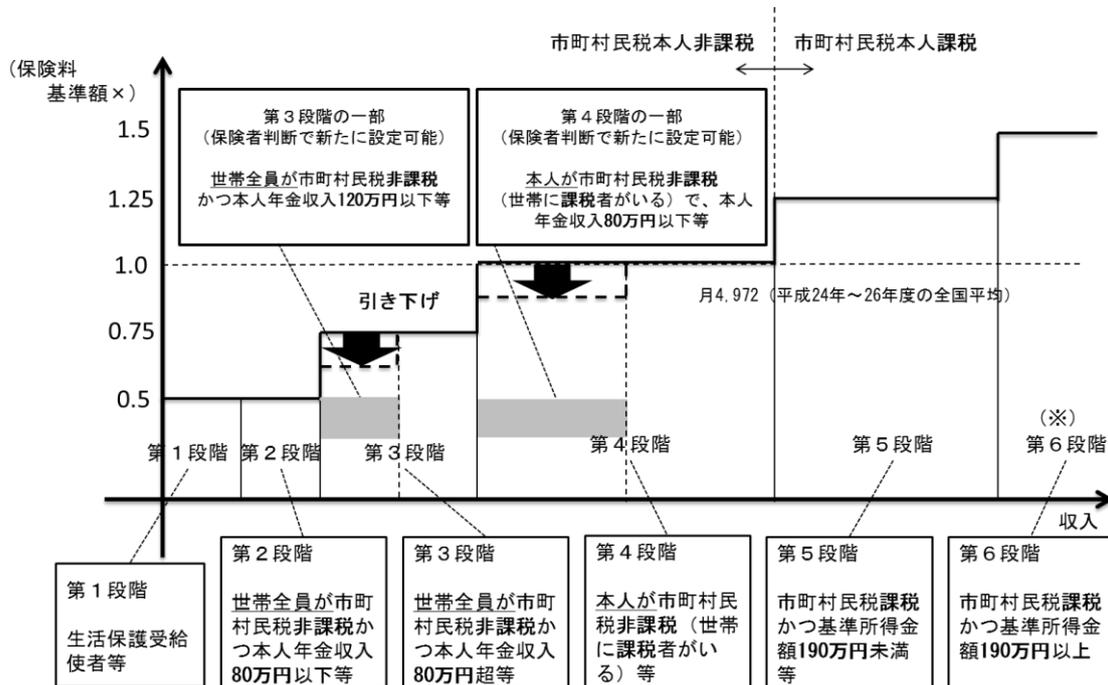
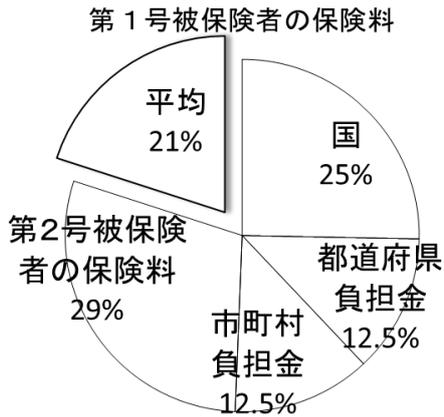
オ 介護保険の保険料

介護保険の保険料は、先に述べたとおり、第1号被保険者、第2号被保険者ごとに徴収方法が異なり、その保険料の算定も異なる。

第1号被保険者の第1号保険料は、市町村ごとに、保険給付費予測等に基づき決定され、介護保険事業計画にあわせて3年に1度改定される（第5期介護保険事業計画で設定した保険料は、平成24年度から平成26年度に適用される）。第1号保険料は生活保護受給の有無、市民税課税の有無、所得水準等の状況に応じて段階的に設定される。この段階については、標準は6段階に設定されているが、市町村ごとの判断によりさらに細かく設定されることが多い。

【介護保険の保険料（第1号被保険者）】

- 市町村(保険者)は、介護保険給付費の約21%に相当する額を第1号被保険者（65歳以上の高齢者）に保険料として賦課。
- 第1号被保険者の保険料は、サービス基盤の整備の状況やサービス利用の見込みに応じて、保険者ごとに設定。
- 低所得者等に配慮し負担能力に応じた負担を求める観点から、市町村民税の課税状況等に応じて段階別に設定されている。（標準は6段階）



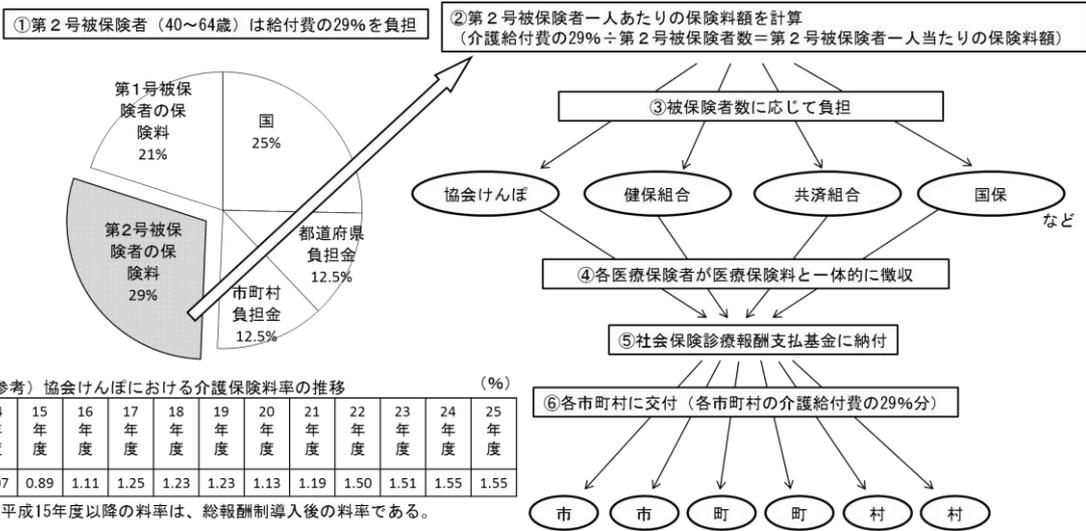
※ 第6段階については、市町村の判断で第7段階以上に多段階化が可能。

※出所 厚生労働省「公的介護保険制度の現状と今後の役割」から抜粋

第2号保険料については、全国ベースで一人当たりの保険料額を算定し、各医療保険者が被保険者数に応じて納付する仕組みとなっている。

【介護保険の保険料（第2号被保険者）】

- 40～64歳(第2号被保険者)については、各医療保険者を通じて保険料を徴収。
- 全国ベースで第2号被保険者一人あたりの保険料額を計算し、これを各医療保険者が被保険者数に応じて納付する仕組み。



※出所 厚生労働省「公的介護保険制度の現状と今後の役割」から抜粋